

# 佐賀県住宅リフォーム緊急助成事業

佐賀県の全市町において、県内事業者による住宅のリフォーム工事を行う場合、工事にかかる経費の一部が市町から補助金として交付されます。

補助金の額・補助限度額は、

「基本助成」+「加算助成」  
(20万円) (20万円) **40万円** (限度額)

補助対象工事費の額に応じた「基本助成」に工事内容に応じて「加算助成」が加算されます。  
「基本助成」～補助対象工事費（50万円以上）の15%が基本助成として交付される。  
「加算助成」～耐震改修・エコなど対象工事に該当する場合、項目ごとに定める額の合計が加算されます。

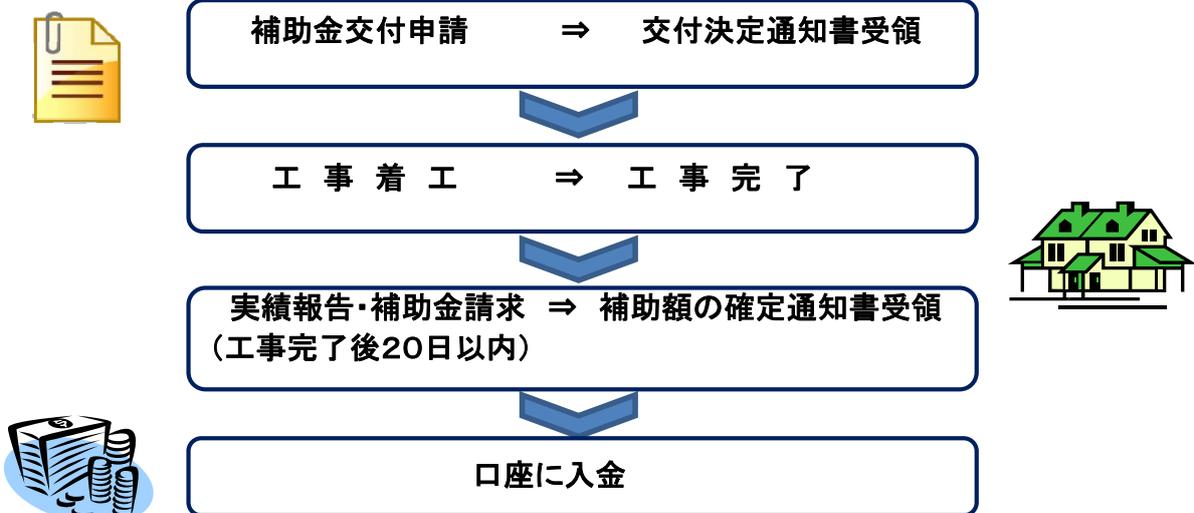
補助の対象は、

- ◇対象者 自らが居住している持家住宅をリフォームする方
- ◇対象住宅 申請者本人が居住している持家住宅が対象となります  
一戸建ての住宅（併用住宅は住居部分が、建物全体の1/2以上）  
マンション等の共同住宅
- ◇対象工事 リフォームに要する費用が50万円以上である  
県内に居住する個人事業者または県内に本店を有する法人事業者と工事  
請負契約を締結する

## ◆対象とならない工事

新築工事 ・ 太陽光発電設備の設置工事など（

補助金の申請は、



※交付決定通知受領の前に着工した場合、補助は受けられません。  
※完了期限までに実績報告書の提出ができない場合、補助は受けられません。